

# 大阪市における小学生女児死亡事例 検証結果報告書

平成 21 年 8 月  
大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童虐待事例検証部会

## 目 次

はじめに	2
I 事例の概要	3
1 事例の概要	
2 事例の経緯と関係機関の対応	
3 中央児童相談所及び西淀川区子育て支援室の関与の状況	
II 事例の検証による問題点・課題の整理	6
1 児童虐待の早期発見・早期対応	
2 児童虐待についての相談・通告	
3 児童虐待の発生予防・未然防止	
4 関係機関との連携	
III 再発防止に向けた取り組み—具体的な方策—	10
1 児童虐待の早期発見・早期対応に向けたルールづくり	
2 児童虐待の相談・通告がしやすいしくみづくり	
3 関係機関の連携によるネットワーク機能の強化	
4 組織体制の強化	
5 予防活動の強化	

## はじめに

大阪市においては、平成13年度に、中央児童相談所に「児童虐待対策班」を設置するとともに、夜間休日を含めた24時間通報体制の整備を図った。平成17年度には、「児童虐待対策班」を発展的に改組して「児童虐待対策室」を設置した。

さらに虐待防止、早期発見、早期対応、アフターケアの各々の段階に応じた効果的なネットワークを構築するため、平成14年3月には、「大阪市児童虐待防止連絡会議」を設置し、平成14年度には区を拠点とした児童虐待対策の強化を図るため、各区に児童虐待対応の担当主査（現担当係長）を配置するとともに、各区の児童虐待防止連絡会議の設置など、地域における児童虐待防止ネットワークの活動の取り組みを強化した。

また、平成17年度には3ヵ年計画で、主任児童委員や市民ボランティアからなる児童虐待予防地域協力員を養成し、地域におけるきめ細かな児童虐待の予防・防止の活動を展開することとした。

平成18年度には各区保健福祉センターに保育士資格をもつこども相談担当係長を配置し、同年7月には「子育て支援室」を設置するとともに、あわせて、各区の児童虐待防止連絡会議を要保護児童対策地域協議会として順次整備し、各区における相談体制の強化を図った。

また、平成19年度、20年度と中央児童相談所の児童虐待対策室の職員を増員し、通報への迅速な対応や48時間以内の安全確認を実施してきたところである

このように様々な児童虐待防止・早期発見・早期対応にむけての取り組みや体制強化が進められてきたにもかかわらず、本年4月に西淀川区において、小学生の女児が虐待により死亡する事件が発生した。

この事件について、昨年3月末に設置された社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会におけるはじめての検証事例として、本年5月から検証を行ってきた。

本部会は、事実関係に基づき問題点・課題を整理し、再発防止に向けて、取り組むべき具体的方策を示すことを目的とし、検証を行ったものである。

本事例の検証を通じて、このような事件が二度と起きないように、大阪市に対し提言するものである。

平成21年8月

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
児童虐待事例検証部会

## I 事例の概要

### 1 事例の概要

平成21年4月7日大阪市西淀川区に居住する女兒の母が、夕方になっても女兒が帰宅しないと捜索願を出す。4月23日、母、同居男性、その知人（男性）の3人が死体遺棄容疑にて逮捕、5月13日に死体遺棄罪で起訴される。6月10日、母、同居男性の2人が保護責任者遺棄致死罪で追起訴される。

○児童 小学校4年生女兒（以下、本児とする。）

○家族 母（34歳）、本児（9歳）、同居男性（38歳）、同居男性の子（6歳、男児）の4人

### 2 事例の経緯と関係機関の対応

平成16年

3月 父、母、姉、本児、妹の5人で、大阪市に転入。

平成20年

5月14日 母から大阪市西淀川区保健福祉センター地域保健福祉担当子育て支援室（以下、「西淀川区子育て支援室」という。）に妹のことで電話有り。

「A小学校で学力面が心配と言われている」との相談で、小学生の学力問題のため大阪市教育センターの教育相談窓口を紹介する。

11月10日 親族から西淀川区子育て支援室へ電話有り。

「以前から、母が姉（小学校5年生）の面倒を見ない。外出するにも双子（本児と妹）しか連れて出ない。姉と双子が切り離されていて不憫で何とかできないか」との相談。

11月11日 母が本児と妹を連れて同居男性宅へ転居（B小学校校区）。姉は父宅に残る。

本児と妹はA小学校に指定外通学（12月24日まで）。

12月25日 本児と妹、A小学校からB小学校へ転入。（冬季休業）

平成21年

1月8日 3学期始業式 本児と妹、B小学校へ初登校。

1月15日 担任が朝の児童集会時、本児の左頬にあざを発見。本児と妹に聞くと「新しいお父さんにたたかれた」「お父さんにたたかれたことがある」と発言。

1月16日 担任が電話で母にあざのことを聞くと「よく転んであざをつくる」との説明あり。

学年主任と養護教諭は再度あざを確認した後、教頭に報告する。

1月19日 校内で協議し、転入して間もないこと、家庭との関係が築けていない時期であることから「見守る」方針を出す。

- 1月21日 母から「妹のみ父宅へもどるためA小学校へ転校する」と連絡あり。
- 1月26日 妹のみA小学校へ転校。
- 2月26日 母が西淀川区保健福祉センター支援運営担当へ来所、「男性宅で同居しているが、母子のみ生活保護を受けたい」との相談。  
世帯単位となるので、同居男性と相談のうえ来所を指示。
- 3月 5日 母が西淀川区保健福祉センター支援運営担当へ来所、「同居男性に腰痛があり働けないので、生活保護を受給したい」との相談あり。生活保護の申請書類を渡す。(その後の来所なし)
- 3月11日 本児、小学校を欠席し、この日から修了式である3月24日まで「体調不良」と「発熱」を理由に欠席する。
- 3月18日 担任はインフルエンザかもしれないと心配して電話で家庭訪問を申し出るが、同居男性から「家の都合で会えない」「本児は祖母のところへ預けている」と断られる。
- 3月23日 午前3時頃 マンション住民から「前夜から上の住民が騒がしい、DV(注1)じゃないか」と110番通報。西淀川警察署員が訪ねるも、母は「ただの夫婦げんか」と釈明したため署員は注意のみで引き揚げる。(新聞報道)
- 3月23日～31日 近隣の工場従業員が、マンションの4階ベランダに同じ姿勢で立っている本児を目撃。(新聞報道)
- 3月24日 修了式
- 3月24日、25日 担任は通知票と学年末の書類を届けるため、電話で再度家庭訪問を申し出るが、同居男性から「今から出かけるので無理」「自分も母親も夜遅くまで働いている」として訪問を断られる。
- 4月 3日 午後2時から3時頃 マンションに隣接する空き地の測量をしていた男性2人が、虐待をうかがわせる激しい物音(怒声や平手打ち)を聞き児童虐待と確信し、近隣のこども110番の旗がたつ家を訪ね様子を伝える。(新聞報道)
- 4月 3日 午後4時頃 母の携帯電話に、この日に中央児童相談所に約5分間通話した通話記録が残っている。(新聞報道)
- 4月 6日 本児死亡(推定)  
同居男性と知人が本児の遺体を奈良市内に埋める。(新聞報道)
- 4月 7日 同居男性の子の入学式に、母、同居男性、その知人(男性)が出席。  
母が「同居男性の子の入学式から帰宅したところ、本児がいないことに気づき、夕方になっても帰宅しない」として、西淀川警察署に捜索願を出す。(新聞報道)
- 4月 8日 母がB小学校へ本児の捜索願を出したことを連絡、B小学校から教育委員会へ第一報が入る。
- 4月10日 警察による公開捜査となる。
- 4月23日 母、同居男性、その知人の3人が死体遺棄容疑にて逮捕される。
- 5月13日 母、同居男性、その知人の3人が死体遺棄罪で起訴される。
- 6月10日 母、同居男性の2人が、保護責任者遺棄致死罪で起訴される。

(注1) 内閣府のホームページによれば、ドメスティック・バイオレンス(domestic violence, DV)とは何を意味するか明確な定義はないが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関

係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。

### **3 中央児童相談所及び西淀川区子育て支援室の関与の状況**

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）において児童虐待の通告受理機関として規定されている中央児童相談所及び西淀川区子育て支援室には、本児にかかる虐待の相談・通告はなかった。

## II 事例の検証による問題点・課題の整理

本事例の検証にあたっては、以下のヒアリングを実施し事実関係を確認した。

- ・ 中央児童相談所の関与状況について、職員からヒアリング。
- ・ 西淀川区子育て支援室における関与状況について、職員からヒアリング。
- ・ 本児が通学していたB小学校における対応経過について、教育委員会事務局職員からヒアリング。
- ・ 児童委員活動の状況について、大阪市民生委員児童委員連盟西淀川区支部の代表等からヒアリング。

上記のヒアリングをふまえ、次のとおり、本事例の検証による問題点・課題を整理した。

なお、すでに、平成21年7月9日、大阪市児童虐待防止支援委員会（注2）により、教育の視点から、まとめられた「児童虐待の早期発見および防止にむけての提言」もふまえ、問題点・課題整理を行うものである。

ただし、本事例については、逮捕・起訴された母、同居男性に対する刑事事件公判が開始されておらず、本児が死亡に至る経緯について公判で明らかにされていないことから、現時点で得られた情報での検証結果であることを申し添える。

（注2）教育委員会事務局が、平成17年6月に設置。医師・ソーシャルワーカー・臨床心理士・弁護士等の専門家からなる委員で構成され、様々な児童虐待ケースについて、要請に応じて助言を行ったり、多面的に協議するなど、児童虐待防止にむけて、大阪市立の校園への支援を行っている。

### 1 児童虐待の早期発見・早期対応（早期発見しながらなぜ早期対応できなかったのか）

児童虐待防止法第5条第1項は、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定している。

B小学校における対応について、「児童虐待の早期発見および防止にむけての提言」から、検証することとする。

#### 事実関係の検証

- ① 本事例においては、B小学校において、1月15日に担任が本児の頬のあざを発見、翌日複数の関係教職員によりあざが確認され、学校は、この時点で児童虐待の可能性があると認識していた。関係教職員による協議の結果、本児が同区内のA小学校から転校して間もないことなどから「先入観を持たずに指導する」という考えを優先し、「見守り」を行うことを決定した。
- ② 3月18日、24日、25日は担任が家庭訪問を申し出るも、同居男性から「和歌山の父母のところに預けている」「今から出かけるので無理」「自分も母親も夜遅くまで働いている」などして、訪問、接触を断られている。
- ③ 「妹の転校」「3月11日以降の欠席」「欠席の際の保護者の発言や態度」等から一定の

不安感が関係教職員の間で大きくなっていったにもかかわらず、学校内で再度検討する機会がもたれず、教育委員会、大阪市児童虐待防止支援委員会、西淀川区子育て支援室、中央児童相談所等の関係機関に相談するまでに至らなかった。

#### 問題点・課題

- ① 学校は、本児が児童虐待の被害を受けているおそれがあることを早期に認識していた。しかし、保護者との関係性への配慮が、「見守り」という判断を招いた。
- ② 状況の変化に応じ当初の「見守り」という方針を修正すべきであったにもかかわらず、再度、学校内で検討されることなく、学校内だけの判断にとどまった。
- ③ 大阪市児童虐待防止支援委員会は、遅くとも、同居男性による家庭訪問、接触の拒否が続いた段階において、教育委員会事務局への相談、西淀川区子育て支援室又は中央児童相談所への相談・通告がなされていれば、当該児童の死亡を防げた可能性があるとしている。

## 2 児童虐待についての相談・通告（なぜ、今回、通告先及び通告の仲介者〔児童委員〕に相談・通告がなかったのか）

#### 事実関係の検証

- ① 本児の住んでいたマンションから西淀川警察署まで徒歩3分程度、西淀川区子育て支援室のある西淀川区役所まで徒歩5分程度である。
- ② 本事例においては、児童虐待防止法第6条に規定される児童虐待の通告先である西淀川区子育て支援室及び中央児童相談所に対し、相談・通告がなかった。
- ③ また、これら虐待通告先への仲介者である児童委員は、西淀川区民生委員・児童委員連盟西淀川区支部（西淀川区民生委員協議会）では、12地区にわかれ、合計141名が活動している。本児が住むB地区を担当する民生委員・児童委員、主任児童委員にも本児の虐待相談・通告はなかった。
- ④ 平成17年度から児童虐待の早期発見を目的として養成された児童虐待予防地域協力員は、主任児童委員全員と市民ボランティアで構成されている。西淀川区において、児童虐待予防地域協力員は44名で、うち20名が市民ボランティアである。西淀川区の児童虐待予防地域協力員連絡会は平成20年度2回開催されている。
- ⑤ 新聞報道によれば、近隣では、次のようなことが見かけられていたとある。
  - ・ 3月23日、本児の住むマンションの階下の住民が前夜から上の住民が騒がしいのでDVではないかと110番通報し、西淀川警察署の署員が家庭訪問するが、母がただの夫婦げんかと釈明したため、注意のみで引きあげた。
  - ・ 3月23日から31日にかけて、付近の人が、連日ベランダにいる本児を目撃。
  - ・ 4月3日、マンション付近で働く男性らが怒声と平手打ちの音を聞き虐待と思い、こども110番の旗がたつ家を訪ね、様子を伝えた。
- ⑥ また、新聞報道によれば、母は、4月3日に児童相談所へ電話したとあるが、児童相談所側に当日の電話相談記録は残っていない。新聞報道による情報であるため詳細は不明であり、母の電話から虐待の疑いをもつことは困難であったと思われるが、可能であればその内容を具体的に確認することも大切である。

#### 問題点・課題

- ① 児童虐待防止法は、平成16年度の改正により、通告の対象を「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大し、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者に通告の義務を課している。本事例では、新聞報道ではあるが、近隣では複数の方が虐待を疑わせる状況を見聞きしている。しかしながら、通告先に通告が届かなかった。
- ② 児童虐待を発見しやすい学校の教職員などは、児童虐待を発見後は、疑いも含め、速やかに、通告先である中央児童相談所や各区子育て支援室に、また通告先への仲介者である児童委員、主任児童委員に、相談・通告しなければならない。
- ③ また、市民からの通告を促すため、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者には通告の義務が課されていることを広報することが必要である。通告先である中央児童相談所や各区子育て支援室の電話番号や連絡先を知らせるとともに、地域に身近な児童委員、主任児童委員が、児童虐待通告の仲介者であることを周知することが重要である。

### 3 児童虐待の発生予防・未然防止（いかにして児童虐待の発生を予防するのか）

#### 事実関係の検証

様々な実態調査や事例検証を通して、児童虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）が抽出されている。リスクアセスメント指標の具体例として国が示す「養育支援訪問事業」で用いる「支援の必要性を判断するための一定の指標」を参考に、本事例を検証することとする。この指標は、保護者側のリスク要因、子ども側のリスク要因、養育環境のリスク要因に分類している。本事例においては、保護者の側及び子どもの側のリスク要因には該当するものはないが、養育環境のリスク要因に該当するものがあつた。

#### ① 内縁者や同居人がいる家庭

母は父と平成20年11月に離婚し、母、本児、妹が、同居男性とその実子が生活するマンションに転居した。母と同居男性は内縁関係にあつた。

#### ② 経済不安のある家庭

平成21年2月26日、西淀川区保健福祉センターは、母から、「男性宅に同居しているが、母と本児のみ生活保護を受けたい」との相談を受理。世帯単位であるため、同居男性と相談のうえ来所を指示。3月5日、母から「同居男性が腰痛のため働けない」として相談受理し、生活保護の申請書等を渡している。（その後、母からの申請なし）以上のことから、何らかの理由で母と同居男性の家庭が経済的に不安定な状態にあつたことがうかがえる。

#### 問題点・課題

- ① 当該家庭が、リスク要因を持つ家庭であることを、関係機関が認識し、養育リスクを注意深くアセスメントするべきであつた。
- ② 離婚、再婚、内縁などの複雑な家庭が増加している現状を踏まえれば、中途養育にお

ける親子関係の構築や家族関係の安定には、一定の知識とノウハウが必要であることを、活用しやすい内容で普及させる必要がある。

#### 4 関係機関との連携

##### 事実関係の検証

- ① 民生委員・児童委員は各地区毎に、毎月、地区民生委員協議会を開催している。B地区においても、B地区民生委員協議会を毎月開催していたが、平成20年12月以降、B小学校からの出席がなかった。
- ② 西淀川区要保護児童対策地域協議会は、平成20年度、代表者会議を1回開催、代表者会議には、小学校関係として、3小学校を代表して小学校長1名、教育委員会事務局の初等教育担当指導主事1名が参加している。この他に、個別ケース会議を17回開催している。この会議では、虐待ケースのみではなく、養育困難ケースなども対象とし、16人の児童について、支援者間の情報共有をはかり、支援の手立てを具体的に検討している。16ケースのうち、学校からの相談が3ケース、うち児童虐待は2ケースあった。B小学校のケースはなかった。
- ③ 平成18年度に各区に子育て支援室が新たに設置されたこともあり、平成18年度、19年度には各小学校の気になるこどもについて、西淀川区子育て支援室の主催で毎月、保健師、児童相談所、関係者を加え、学校との情報交換会を開催していた。

##### 問題点・課題

- ① 毎月開催されているB地区民生委員協議会に、B小学校が出席できないことが続いていた。
- ② 平成20年度、西淀川区要保護児童対策地域協議会では必要に応じて、代表者会議や個別ケース会議が開催されているが、学校との情報共有や日常的な連携を平成18年度、19年度に引き続き図る必要があった。

### Ⅲ 再発防止に向けた取り組み—具体的な方策—

#### 1 児童虐待の早期発見・早期対応に向けたルールづくり

##### (1) 早期発見・早期対応の徹底

小学校に通学する子どもにとって、学校は家庭に次いで過ごす時間が長く、子どもと日常的に接している教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にある。「大阪市虐待防止支援委員会」からの提言にもあるように、児童虐待を発見した、あるいは疑いを持った教職員が、ひとりで抱え込まず、早期対応につなげるために、教職員間の情報共有が図れる職場づくりや、虐待やいじめなど「配慮を要する子ども」への継続的なフォロー体制を学校内組織として確立することが必要である。

児童虐待の早期発見・早期対応は学校のみ求められるものではない。児童虐待防止法第5条第1項が規定する児童の福祉に業務上関係のある機関・団体及び児童の福祉に職務上関係のある者、これら団体・機関・個々人のすべてが、あらためて、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見・早期対応に努めることを徹底すべきである。

##### (2) 複数の機関による情報共有

児童虐待が起こる家族は、多様な要因が複合的、連鎖的に作用し、構造的な問題がその背景にあるため、複数の機関による援助が必要である。決して一機関だけで判断すべきものでもなく、援助できるものでもない。児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した機関とその関係者は、複数の関係機関等による情報交換を開始すべきである。

児童虐待が疑われる時点で、福祉、保健、医療、学校、警察など関係機関・関係職員が、情報交換・情報共有し合同でアセスメントを行うことが、児童虐待を早期発見し早期対応するために必要である。

##### (3) こどもの安全確保を最優先

国による死亡事例の総括報告においても、保護者との関係を重視しすぎるあまり、こどもの安全確認や保護のための積極的介入が行われていないことを課題としてあげている。児童虐待においては、こどもの安全確保が最優先課題であることを再認識するべきである。とりわけ、保護者等が接触を拒否するなどの兆候がみられた場合は、迅速な対応が必要であり、立入調査など法的権限をもつ中央児童相談所に直ちに、通告すべきである。

#### 2 児童虐待の相談・通告がしやすいしくみづくり

##### (1) 児童虐待の相談・通告先の周知徹底

被虐待児の救済には、通告がきわめて重大であり、通告がなければ、児童虐待を見過ごし、適切な対応をとる機会を逸することとなる。

児童虐待は、どこでも起こりうるものであるため、地域や近隣住民など市民からの通告が重要であり、あらためて、相談・通告先を広く知らせることが必要である。

児童虐待防止法に規定された通告先である各区保健福祉センター子育て支援室と中央児童相談所の電話番号などを周知することはもちろんであるが、従来から児童虐待の相談・通報機関である、大阪府警察「児童虐待対策班」のチャイルド・レスキュー110番、大阪市教育センターの24時間電話いじめ相談などもあわせて周知することが必要である。

また、虐待を受ける可能性のある子ども自身からの相談・通告を促すことも重要であり、こどもに直接、相談・通告先を知らせることへの工夫が望まれる。

## (2) 通告がしやすいしくみづくり

本事例では、近隣で働く人が「こども110番」の旗がたつ家を訪ね、児童虐待であると知らせている。

大阪市では、児童委員、主任児童委員、市民ボランティアの児童虐待予防地域協力員などが活動している。その活動を地域住民に知らせる工夫ができないか検討すべきである。そういった活動が児童虐待の未然防止につながるとともに、地域のアンテナ機能の役割を果たすなど、地域全体に通告しやすいしくみづくりが大切である。

## 3 関係機関の連携によるネットワーク機能の強化

### (1) 各区要保護児童対策地域協議会の活性化

各区要保護児童対策地域協議会は、関係機関が個人情報保護に関する懸念を抱くことなく情報の交換が行えるよう、構成員に守秘義務を課している。従って、この場を活用して、地域の関係機関・関係団体が、情報交換や情報共有が円滑に行われ、個別ケース検討会議を通じ、関係機関等が役割分担して支援にあたるなど、日常的に連携し児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、構成員の研修にも工夫して取り組む必要がある。

すでに大阪市児童虐待防止支援委員会による提言において、各学校が各区要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、各区保健福祉センター、児童相談所、警察、児童委員、主任児童委員などと情報の共有化を図ることとしている。

### (2) 関係機関・関係団体の連携強化

多様な問題を抱える家族に対しては、各々の問題に対応する機能を持った複数の機関が連携して援助にあたることが必須である。

本事例では、とりわけ、学校と関係機関との連携強化が必要であった。

学校、幼稚園、保育所など児童の福祉に職務上関係のある教職員や保育士は、日々児童に接するため、児童虐待を発見しやすい立場にある。このため、とりわけ学校、幼稚園、保育園などは、地域における児童虐待の通告先である各区保健福祉センター子育て支援室や、仲介者である児童委員、主任児童委員と連携することが必要である。例えば、定期的に行われている校長会議や、小学校単位の各地区民生委員協議会の場を活用して、学校と児童委員や主任児童委員、各区保健福祉センター等が情報交換するなど、日常的な連携を強化することが必要である。

## 4 組織体制の強化

### (1) 学校を支える体制の強化

学校を支援するため、教育委員会として、教職員に対する児童虐待への理解や対応を深める研修の実施、相談窓口の設置、並びに大阪市児童虐待防止支援委員会によるよりきめ細かな支援などに取り組むことが大切である。

### (2) 各区要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門性の強化

各区要保護児童対策地域協議会の調整機関である各区子育て支援室における専門性を強化するため、福祉職などの専門職の配置、現任研修の充実及び担当職員が長期に継続して配置されるよう、人事上の配慮が必要である。

### (3) 中央児童相談所における体制強化

大阪市では、児童虐待相談窓口を24時間開設しているが、日中は中央児童相談所と各区子育て支援室、夜間は児童家庭支援センターと昼夜で機関が異なり、わかりにくいという面があった。また、今回、近隣で児童虐待に気づきながら通告されなかったという問題点を踏まえ、いつでも、誰でも虐待による通告・相談ができる専用電話を児童相談所に設置することなどが必要である。

また、児童虐待対応の核である中央児童相談所の体制の一層の強化も必要である。

## 5 予防活動の強化

### (1) 一般市民への啓発活動

すでに、大阪市においては、平成19年度から、大阪府、堺市と協同し、児童虐待防止月間である11月に、行政と民間が協働し、「まわりのこどもに関心をもってくださいー児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を展開している。

このような取り組みを活用しながら、市民全体に児童虐待を防止し、すべてのこどもが健やかに育つよう、おとな一人ひとりが考え行動する機運を醸成し、定着を図るため、引き続き、児童虐待防止の趣旨について啓発することが必要である。

また、市政日より、ホームページ、啓発ビラやポスターなど様々な広報媒体を活用することも必要である。

### (2) リスク要因の共有化

児童虐待がどこでも起こりうるという認識をもって、児童虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもや保護者に対する支援を充実させていくことが重要である。

保健・医療・福祉・教育等の関係者が、それぞれの立場で、虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）を評価し、共通の理解にたつて、早期の支援につなげることが必要である。

そのため、関係者・関係機関が、リスク要因を共有化するための手法について検討する必要がある。

### (3) 中途養育に関する子育てノウハウの提供

再婚家庭や内縁家庭における中途養育一子どもの成長過程の途中で、新しい親がいきなり親となる一は、親子関係の構築や、家族関係の安定など、難しい面がある。中途養育が親子関係を形成する過程において、齟齬を生じやすい面があることに注意を促し、親自らが、新たに親子や家族の関係を築くための知識やノウハウなどを学ぶことができるよう、講座の開催などに取り組むことが必要である。

### (4) 児童委員、主任児童委員の巡回による情報収集活動の活性化

児童委員、主任児童委員は、地域で暮らす身近な存在であり、また、守秘義務も課されているため、市民からの通告を受けやすい立場にある。しかし、通告者が個人である場合、虐待でないかもしれないというためらいの気持ちや、通告したことを恨まれたらどうしようという戸惑いの気持ちをもっている場合がある。

すでに全国民生委員児童委員連合会の提言（平成16年5月「児童虐待防止緊急アピール2004を推進するための取り組み方針」）にあるように、「担当区域の保育所、幼稚園、学校などを定期的に訪問し、子どもたちをめぐる諸課題を共有するようにしましょう」「地域住民に区域担当児童委員、主任児童委員は子どもや子育てに関する相談にのる存在であることをPRしましょう」などの取り組みを、巡回による情報収集活動として、各地区の民生委員協議会において、より活性化されることが期待される。

あわせて、通告者の秘密が守られることを広く市民に周知し、市民からの通告をうながすようにすることが必要である。

### (5) 子育て支援策の取り組み強化

今回の事例検証から直接帰結するわけではないが、様々な養育困難を背負った家庭も含む、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援策の強化が、虐待予防対策として重要な対策であることを踏まえ、その拡充に努める必要がある。

# 大阪市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会運営規程

## 1. 総則

大阪市における児童虐待の再発防止策の検討を行うことを目的として、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する児童虐待を受けた児童がその心身に重大な被害を受けた事例を分析・検証し、また、児童福祉法第33条の15に基づき、被措置児童等虐待を受けた児童について本市が講じた措置にかかる報告に対し、意見を述べるため、児童福祉法大阪市社会福祉審議会運営要領第9条第2項に基づき、児童福祉専門分科会の下に、「児童虐待事例検証部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

## 2. 委員構成

部会の委員は、大阪市社会福祉審議会運営要領第10条に基づき、大阪市社会福祉審議会委員長が指名する委員で構成する。

## 3. 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決は、これをもって大阪市社会福祉審議会の議決とする。
- (5) 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の出席を求めることができる。
- (6) 部会長は、必要と認めるときは関係機関への調査を行うことができる。

## 4. 検証等事項

- (1) 本市が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)すべてを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。
- (2) 本市が所管する児童福祉施設等における被措置児童等虐待事例について、児童本市が講じた措置の報告を受け、意見を述べるものとする。
- (3) 部会が、児童虐待事例について検証する内容は次のとおりとする。
  - ① 事例の問題点と課題の整理
  - ② 取り組むべき課題と対策
  - ③ その他検証に必要な認められる事項

## 5. 検証方法

- (1) 部会における検証は、事例ごとに行う。なお、検証にあたっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 部会は、本市から提出された情報を基に、ヒアリング等の調査を実施し、事実関係を明らかにすると共に発生原因の分析等を行う。

(3) 部会は個人情報保護の観点から非公開とする。非公開とする理由は、検証を行うにあたり、部会では、児童等の住所、氏名、年齢、生育歴、身体及び精神の状況等個人のプライバシーに関する情報に基づき事実関係を確認する必要があるためである。

6. 報告

部会は、市内で発生した児童虐待の死亡事例（心中を含む）等について調査・検証し、その結果及び再発防止の方策についての提言をまとめ、市長に報告するものとする。

7. 部会の開催

死亡事例等が発生した場合、速やかに開催するよう努める。年間に複数例発生するような場合は、複数例をあわせて検証することもありうるものとする。

8. 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

9. 庶務

部会の庶務は、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当が処理する。

附則

この規程は、平成 21 年 6 月 11 日から施行する。

大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会「児童虐待事例検証部会」  
委員名簿

氏名	役職等	備考
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授	部会長
内藤 早苗	弁護士	
永田 道正	大阪市民生委員児童委員連盟会長	
三田 優子	大阪府立大学人間社会学部准教授	
上野 成子	小児科医師	

## 審 議 経 過

平成21年5月13日（第1回部会）

- ・ 部会の運営について
- ・ 西淀川区小学生女児死亡事例の概要
- ・ 中央児童相談所の概要（中央児童相談所から説明）
- ・ 大阪市における児童虐待相談の動向と児童虐待対応のしくみ（中央児童相談所から説明）

平成21年6月11日（第2回部会）

- ・ 西淀川区の概況と西淀川区民生委員児童委員連盟の活動についてヒアリング  
（民生委員児童委員連盟西淀川区支部）
- ・ 西淀川区保健福祉センター子育て支援室の取り組み及び西淀川区要保護児童対策地域協議会についてヒアリング  
（西淀川区保健福祉センター福祉担当）

平成21年7月7日（第3回部会）

- ・ 教育委員会事務局からの報告  
－ 児童虐待防止支援委員会からの提言にむけて－
- ・ 西淀川区小学生女児死亡事例についての問題点・課題の整理

平成21年7月28日（第4回部会）

- ・ 大阪市における小学生女児死亡事例検証結果報告書（素案）の検討

平成21年8月25日（第5回部会）

- ・ 大阪市における小学生女児死亡事例検証結果報告書（案）の検討

平成21年8月31日

- ・ 大阪市における小学生女児死亡事例検証結果報告書の提出